



令和 3 年 第 1 0 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 3 年 1 0 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和3年第10回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和3年10月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	46	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	47	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	48	農地法第3条許可申請について
5	49	農地法第5条許可申請について
6	50	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 3 0 分 開会

議長 令和3年第10回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

6番白澤委員、7番眞茅委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第46号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号137号から141号まで、利用権設定を受けた者 ○○○○さんほか4名、利用権設定をした者 ○○○○さんほか4名です。

今回の合意解約農地は畑が19筆30,672㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(眞茅委員) 141号ですが、契約の終わりが令和4年の1月31日ですよ。

どうして、令和3年11月31日に解約する必要があったのか、この時期では駄目だった理由を知りたいです。

事務局 141号につきましては、現在農地中間管理事業を利用している利用権設定になっています。

契約内容が12月1日付で変更になるという事で、11月30日での抹消、そして12月1日からまた新たな利用権設定が発生するという事になっています。

7番(眞茅委員) 終わりは、また新たに設けられるのですか。

事務局 新たに設けられる予定です。

12月1日から約6年間になるかと思えます。

7番(眞茅委員) はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

10番(畑野委員) 141号については、地目が樹園地ではなく畑でいいのですか。

事務局 地目につきましては、登録上はすべて畑となっております。

慣例として、農業委員会の中では利用権設定につきましては、お茶畑・果樹園は樹園地という表示をしております、合意解約については、これまでもすべて畑と記載しておりましたのでそれに倣って記載させていただきました。

10番（畑野委員） はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号137号から141号の5件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第47号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号 大塚地区53号、〇〇〇〇さんは経営形態 花き・花木で経営面積は215aです。農業労働力は3名です。

名簿登録番号 大塚地区54号、〇〇〇〇さんは経営形態 花き・花木で経営面積は220aです。農業労働力は4名です。

両名は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で営農型発電設備及びその下部で行う営農における区分地上権の設定に関する申請が1件です。

最初に審議に必要な、営農型発電施設の申請における農地法3条の概要について説明します。

お手元の議案第15号補足資料をご覧ください。

2枚目、問5です。

営農型発電施設とは、「農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備」のことです。

続きまして、5ページをご覧ください。営農型発電施設の設置者と営農者が異なる場合、農地法第5条許可の申請者に対して、5条許可に係る申請と、下部の農地の空中部である区分地上権を設定するための農地法第3条の許可申請を同時に行い、農業委員会は、5条許可と同日付けで3条許可をおこなう事となっています。

4ページの間61をご覧ください。

3条許可の判断基準について記載されています。

その中で、営農型発電施設に関する農地法3条の申請では、区分地上権の申請について、賃借人等権利者の同意の有無の確認のみを要件とすることが示されています。

それでは、議案の説明に入ります。

(整理番号15号)

整理番号15号の申請地は、別府〇〇番、畑、2、232㎡です。

貸人(土地所有者)は、〇〇〇〇さん、農業、52歳、駒水町にお住まいです。

借人(設置者)は、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業及び建設業、鹿児島市に本店があります。

貸借事由は、営農型発電施設下部農地の空中利用権である区分地上権の設定です。期間は3年間の申請です。

整理番号15号については調査書にあるとおり、農地法第3条の貸人等権利者(土地所有者)への同意はなされており、許可要件は満たしていると考えます。

申請地は、団体営駒水基盤整備地区内にあり、駒水公民館から北側約〇〇kmに位置します。

整理番号15号の申請地については5・6ページに掲載してあります。

なお、3条による「区分地上権」の許可は、第5条第1項の許可と同時に行うこととなっていますので、整理番号15号においては、日程番号5号議案番号49号整理番号30号の農地法第5条一時転用申請が許可の場合に許可となります。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号15号について、眞茅委員をお願いします。

7番(眞茅委員) 整理番号15号について報告いたします。

10月15日、篠原委員、水野委員、中原推進委員、事務局前原さんと現地調査を行いました。

申請者側の立会人は、地権者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の担当者、行政書士の〇〇〇〇さんです。

申請地は事務局の説明のとおりです。

現況としましては茶畑で、東側は茶畑、西側及び南側は道を挟み茶畑、北側は道を挟み山林となっております。

今回の申請は、営農型発電との事で地権者は、茶を栽培しながら、農地の上部空間を賃貸するという事案で、3条1項の許可が必要になり申請に至ったとの事でした。

又、農林水産省の手引きでは、基本的には、双方の合意があれば利用権の設定が可能とのことです。

この事を踏まえまして、農林水産省のチェックリストを基に地権者・借り人に聞き取り調査を行いました。

その結果、地権者の同意書・災害時の補償・期間中の営農実績の報告など又、周囲の地権者の同意を得ており、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番(今給黎委員) 営農型ということで、お茶を栽培しながらという事ですけど、摘採に支障はないのですか。

7番(眞茅委員) 3m80cmくらいの棚を作りまして、その上にパネルを載せるという事で何ら問題ありません。

2番(原田委員) まだ見たことがないので、知識もないのですが、パネルをつけるという事で、摘採には問題はないという事ですが、パネルで日陰になるなど、日照に影響はしないのでしょうか。

7番(眞茅委員) その事につきましては、試験場の結果報告もありまして、日照が何%あれば、お茶は育ちますという様な資料も添付されておりましたので、何ら問題ないと思われま

す。みなさんにお配りしました営農型発電説明資料の12ページを見ていただければ、写真もありわかると思いますので参考にしてください。

事務局 今3条の審議の中ですので、同意を得ているかのみの審議をさせていただきたいと思

います。周囲の状況、作業性等については、5条申請の一時転用の方で審議したいと思

議長 よろしいでしょうか

2番(原田委員) はい。

8番(俵積田広昭委員) 現況を見た感じ、お茶畑ですよ。

茶の質が悪い、日照が当たらない、病気がでる等のときは、問題ないと思いますが、基盤整備地区で良いお茶畑だと問題があるのではないのでしょうか。

みなさんどうですか。

茶が悪いというのであれば、太陽光設備をしても仕方ないと思いますが、良いお茶できる場所だと問題があるのではないのでしょうか。

7番（眞茅委員） お茶は結構良い品種であります、本人との合意があれば許可出来るという事ですので、それで判断させていただきました。

議長 詳しくは5条の方で審議をお願いします。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号15号については、日程第5号議案第49号の一時転用許可ののち、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、日程第5号議案第49号の一時転用許可ののち、許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が1件、賃借権の設定が1件、地上権の設定が1件です。

今回、営農型太陽光発電施設の転用申請の初めての案件がありますので、その取り扱いについて、説明いたします。

補足説明資料の、6～8ページになります。

営農型太陽光発電施設を設置する場合は、その支柱部分について、一時転用許可を受ける必要があります。

一時転用の期間は、営農者が認定農家や地域の担い手農家等である場合は、10年以内となっており、それ以外は3年以内となります。

通常の農地の転用許可の定めによるほか、以下の要件を満たす必要があります。

一つ目に、下部農地における営農の適切な継続が確実に認められる場合。

二つ目に、簡易な構造で容易に撤去できる支柱であり、必要最小限で適正な面積であること。

三つ目に、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること。

また、支柱は効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高おおむね2m以上）となっていること。

四つ目に、周辺農地の効率的利用及び農業用排水施設の機能に支障がない位置に設置されていること。

五つ目に、設置者が撤去費を負担することが合意されていること。

六つ目に、営農型発電施設を撤去するのに必要な資金力があること。

七つ目に、電気事業者と転用事業者が電力系統に係る契約の見込みがあること。

なお、原則不許可である農用地区内農地や1種農地においても、同様の扱いとなります。

許可後には、毎年1回、下部農地における農作物の状況報告が必要となります。

営農型は一時転用許可の繰り返しとなります。

3年又は10年一時転用して、柱の部分を3年又10年ごとに審議することになります。そのため、永久的なものはありません。

なお、補足説明資料の、9～14ページは、設置事例や今後の計画を示しております。

それでは、案件の説明に入ります。

[整理番号30号]

整理番号30号の申請地は別府〇〇番，畑，2，232㎡内0.7㎡です。

借人は設置者である〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業及び建設業です。

貸人は土地所有者で営農者である〇〇〇〇さん，茶業農業者です。

支柱部分の賃借権の設定です。

設置者が，農地に支柱を立てて，営農を継続させながら，その上空に太陽光パネルを設置する営農型発電施設を整備します。

申請地の外に，南九州市にある所有地と一体で行います。

転用目的は営農型太陽光発電施設を設置する支柱部分及び電柱部分です。

転用期間は3年間です。

申請事由は，「申請地に，発電しながらその下で茶の栽培がおこなえる営農型太陽光発電施設を設置し，農地の有効活用に取り組むため。」とのことです。

申請地は，5・6ページに掲載してあります。

駒水公民館より北側約〇〇kmに位置します。

農地の区分は農用地区域内農地で，農用地利用計画指定用途に指定された畑であり，不許可例外の一時転用に該当します。

太陽光発電事業を始めるにあたり，代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は，営農型太陽光発電施設で農地の区分と転用目的及び転用期間は問題ないものと考えます。

計画面積は太陽光パネル（299枚）49.5kwを設置する支柱部152本及び電柱1本分0.7㎡であり，角パイプで撤去可能な簡易なものであり，問題のないものとわれます。

転用にあたり，支柱を設置します。12ある茶の畝の中，2畝おきに支柱部分にあたる茶の列，4列を伐根します。

下部の農作物の収量については，パネルの配置計画の遮光率が40%以内に抑えられており，地域の平均単収に比べて2割以上減少しないこととなっています。

試験データでは、茶は遮光率が 50%以内であれば、生育に支障はないとされており、パネルの配置計画や、施設の構造から市の生産実績の平均単収の 8 割は確保する見込みがあると判断しております。

支柱 は高さが 3.9m、幅が 4.7mあり、支柱付近は支柱と茶樹の間を 55cm空けて通路を確保するなど、防除機や乗用型摘菜機の通行が可能であると判断しております。

パネルと隣接する農地との間を 5.5m控える計画です。

雨水については、下部の畑地へ地下浸透させます。更に、越流したものは、南側の市道側溝へ放流します。

また、申請地周辺について、農業振興上の施策に関して本市農政課とも協議し、意見が提出されております。

また、許可にあたっては、下部農地への営農が行われない場合、設備を速やかに撤去し、農地として利用できるよう回復することを条件とします。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 3 1 号〕

整理番号 3 1 号の申請地は妙見町〇〇番，畑，306 m²外 1 筆，合計 334 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん 会社員，〇〇〇〇さん 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいをしており，手狭になったことから，申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は，10 ページに掲載してあります。

寿町・さくら交通車庫より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため，第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の 55m 以内に既存住宅が 8 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 344 m²であり，問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり，西側境界にはブロック積み及び東側境界は擁壁を施します

建物の高さは 5.5m の平屋であり，南側境界より 5m 程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 3 2 号〕

整理番号 3 2 号の申請地は鹿籠麓町〇〇番，畑，307 m²です。

借人は〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

借人は〇〇〇〇さん、無職です。

地上権の設定です。

申請地に、賃借による、建築物が所有できる権利です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地を借り受け、隣接する宅地と一体で申請地を太陽光発電設備として利用するため。」とのことです。

申請地は、12・13 ページに掲載してあります。

南方神社から北東〇〇mに位置しています。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.95ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は太陽光パネル（324 枚）49.5kw を設置する計画で問題のないものと思われま

す。東側の〇〇番、〇〇番、〇〇番〇、と一体的に利用するものです。

造成については、現況のまま整地のみで、防草シートをはり、周囲にブロック壁が設置されております。

周囲には高さ 1.2m 程度のフェンスを設置し、農地境界から約 1m 程度離して太陽光パネルを設置し、パネルの高さは 2m となります。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 30 号及び 31 号の2件について、水野委員をお願いします。

3 番（水野委員） 10 月 15 日に篠原委員、眞茅委員、有村推進委員、中原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号 30 号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、営農者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は発電しながらその下で茶の栽培がおこなえる営農型太陽光発電施設です。

30 号の申請地は、説明にありましたとおり、別府駒水地区に位置する基盤整備された農地で、現在、茶園となっています。

申請地の北側は道路を挟み山林、東側は茶園、南側・西側は道路です。

設置後は、引き続き、営農者がお茶を栽培します。

支柱を立てますが、お茶が 12 列ある中、2 畝おきに、支柱部分にあたる列を、4 列伐根します。

パネルは隣接する農地より控えて設置し、日照通風等支障を及ぼす恐れはないと判断しました。

雨水については、設置前と同様に畑地へ地下浸透や南側の市道側溝へ放流します。

また、設置について、東側の農地の所有者には同意を得ているとのことでした。適切な被害防除計画書及び事業計画書も添付されており、問題のない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号31号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

31号の申請地は、説明にありましたとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、現在、保全管理された農地です。

申請地は、北側は市道、東側は道路、南側は畑、西側は宅地です。

境界には西側はブロック積み及び東側は擁壁を施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

また、南側に農地がありますが、境界には、十分な土留め対策を施すよう指摘したところです。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、北側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、北側市道・側溝に排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上、報告終わります。

議長 次に、整理番号32号について、篠原委員お願いします。

4番（篠原委員） 整理番号32号について報告いたします。

事務局の前原さん、水野委員、有村推進委員、立会人は申請人代理の〇〇〇〇さんと現地調査を行いました。

太陽光発電のパネルを設置する計画です。

北側は道路、東側は雑種地、南側は畑、西側は宅地となっております。

土地の形状は平たん地。

雨水は、自然浸透又は、北側の市道側溝へ流します。

周囲にはフェンスを張り、地面には防草シートを張ります。

パネル高さが2m程度あり、位置関係から南側の畑に対する日照通風等の影響はないものと考えられます。

よって、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番(眞茅委員) 整理番号31号ですが、この地図を見ますと〇〇番の畑に行く道路が〇〇番〇ではないかと思われませんが、ここに行く道路は何処から行くように設定されているのですか。

議長 これは以前に近くの農地の申請があった時説明があったのですが、〇〇番と〇〇番〇は親子関係です。

今は、〇〇番〇の〇〇〇〇さんが管理して、1枚畑で作っていると思います。

7番(眞茅委員) はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

先ほどの3条関係についての質問で8番(俵積田広昭委員)の方からありました営農についての説明を事務局の方からお願いします。

事務局 まず、遮光の問題です。

今の設置しようとする遮光率は、設計上39.3%になっています。

公的な試験データでは遮光率は50%以内であれば生育に支障はないとされており、パネルの構造・施設の構造から市の生産実績の8割は確保できると判断しております。

作業性の問題ですが、高さが3.9m、幅が4.7mの支柱が建てられる事になります。

防除機自体は、3m確保出来れば作業が可能と判断されます。

茶樹の間ですが、支柱を設置する部分については、1列抜根されますが、そのことで茶樹の間は55cm空く事になるので、その機械の通行・作業性は可能だと判断しております。

影の問題ですが、隣接する東側の農地から5.5m控えてパネルを設置するという計画ですので、隣接する農地の日照にも影響ないと判断しております。

8番(俵積田広昭委員) 今資料を見た感じ、希望者はいっぱい出てくると思います。

茶の取引きは、高く売れているのですか。

現状のままいったら、減収などで、メリットはないんじゃないですか。

どうですか。

7番(眞茅委員) 地権者の方が貸したいという意向でありまして、金銭的にも金額が提示されていて、納得されているので問題はないと思います。

10番(畑野委員) 支柱は何本ですか。

事務局 152本です。

10番(畑野委員) 152本で、ただの0.7㎡になるのですか。

事務局 実際の地面に接地している面積です。

支柱は直径6cmの円柱状のパイプです。

2番(原田委員) 太陽光パネルを設置したら、上をミツバチが通ったら死んだとか生息する虫の種類が変わる等の害を聞いたことがあります。

周辺の農地への影響があると思うのですが、周辺の同意は得なくていいのですか。

事務局 隣接する東側の農地が茶畑です。

5.5m控えて設置するという事と、東側の農地には同意書を取っております。
隣接所有者も承諾はしている状況です。

その他の生物的影響については、公的なデータでは報告されていないので、こちらの方では即答出来ない状況です。

議長 よろしいですか。

2番(原田委員) はい。

議長 ほかにありませんか。

11番(中原委員) 質問ではないですが、この時に地主に聞きますと、防霜の不安もありまして、太陽光パネルをすると、多少とも霜が降りないのではないかとそのような事も言うておりました。

ただ、そういう利点もあるのかなと。

収入も変わらないので、少しでもそのような思いで計画したのではないかなと思います。

議長 県の常設審議委員会に毎月参加させてもらっているのですが、県内でも鹿屋・大隅方面は先行してまして、2年くらい前から茶園の上に営農型の発電施設が設置されているようです。

また、多いのが檜とかセンリョウとかで、そういう植物の上は特に多いようです。

特に大隅地区の茶園は碾茶をしていて、太陽光パネルがあって、かえって良いようなことも聞いています。

初めて南薩の方にこういう申請が上がってきて、今回は南九州と同時におこなう様ですので、枕崎は枕崎でよく検討する事になっています。

議長 ほかに質問ありませんか。

14番(桑原委員) 期間は3年になっていますが、自動更新ですか。

議長 自動更新ではありません。

資料にもありました通り、毎年2月末までに収量や収入等の報告をして2割以上減ったら、許可者が検討をして設置を取りやめさせる等の処置を講じて、3年毎にこのような検討会をするようになると思います。

議長 ほかにございませんか。

初めてのケースでいろいろ皆様も有ろうかと思いますが、やってみてどうだとならないと、なかなか先に進めないかもしれませんが。

(質疑なしと呼ぶものあり)

議長 ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号30号から32号までの3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第50号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号166-1号から184号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外18名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外53名で、設定面積は、畑が57筆の44,512㎡、樹園地が55筆の36,242㎡、計112筆80,754㎡です。

182-1号以降は中間管理事業による利用権設定です。

これまでは、県地域振興公社を介し同一案件を2回掲載しておりましたが、今回から所有者と耕作者を記載し備考欄に中間管理機構である事を示しております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号166号の1から184号まで、については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第50号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時20分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 今給黎 龍浪